

第51回 県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日時：平成26年10月22日（水）

9：10～15：30

場所：県境不法投棄現場

ユートリー8階 中ホール

司会： 本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。私は、本日司会を務めさせていただきます環境保全課の後谷でございます。

会議に先立ちまして、本日の資料の確認をさせていただきます。本日の資料は事前に送付させていただいたものが、次第、それから資料1から資料6まででございます。また、本日お配りした資料が、出席者名簿、それから席図となっております。不足などございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ただ今から「第51回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会」を開催いたします。なお、本日は都合により野呂委員が欠席となっておりますことをご報告いたします。

それでは、開会に当たりまして、林環境生活部長よりご挨拶申し上げます。

林部長： 青森県環境生活部の林でございます。委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席をいただきまして大変ありがとうございます。そしてまた、午前中は現場の視察をいただきまして、重ね重ねでございますが大変ありがとうございます。引き続いての会議になるわけでございますけれども、よろしく願い申し上げます。

午前中の視察におきましては、現場の今の状況、そして今年春から行っております植樹の状況、そして岩手県との県境部の遮水工の設置の状況など、今現在の現場の状況というものをご理解いただけたものというふうに感じているところでございます。

こういったことを踏まえていただいた上で、今日これからの会議でございますけれども、今年度を実施しております工事の実施状況、あるいは環境再生計画に基づきます県の取組等につきましてご説明をさせていただきますほか、環境モニタリングの調査の結果につきまして中間報告させていただくことを予定してございます。現場の状況を踏まえながら、こういった点についてそれぞれのお立場からご意見、ご助言を賜ればと思いますので、よろしく願い申し上げますご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会 : それでは議事に移らさせていただきます。ここからの議事進行につきましては、協議会設置要領第4第4項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、末永会長におかれましては議長席へお移りいただき、議事進行をお願いいたします。

末永会長 : 会長を仰せつかっている末永でございます。これから第51回、今年度で第2回目のこの会議を開くということになります。今日、私は新幹線には乗らないで、赤字で困っている青い森鉄道にわざわざ乗りまして、6時50分に青森を立ちまして、こちらの8時20分に着いて、コーヒーを飲んで、それから来ましたが、かなり今、眠くなっております、正直申しまして。ただ、あそこの現場に行きまして、えらく寒くて、実はコートやなんかを完全には持って来なかったものですから、寒くてかなり目が覚めましたけれども、また再び暖かいところに入ったら少し眠くなっておりますが、眠らないようにして頑張りたいと思っております。

つまらぬことを申しましたが、私は今日で2回目の現場ということで行かせていただきました。1回目は確か連休明けくらいでしたか、確か、お前委員をやれと仰せつかった時に、今日も御案内をいただきましたが、佐々木グループマネージャーとそれから西川主幹、西川主幹じゃなかったな、佐々木マネージャーと行きました。御案内いただきまして、その時も感じたことですが、いや、まあ大変なことをやってくれたなということを、今日も改めて水処理施設の方のパネルを見ながらそういうふうに思っていました。と同時にですね、現場の方は前回行った時に比べてきちっと分けしながら植樹等がされているということで、確実に再生の道を大きく進んできたなということを改めて実感したところでございます。今日、先ほど部長からありましたように、これからの問題も含めましていかにするかということを最後の方でいろいろ委員の皆さん方のご意見をお伺いしながら進めさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

それではさっそく議題に入ります。皆さん方のお手元にあります議事次第に従いまして進めさせていただきます。

それでは案件の(1)でございますが、「平成26年度の工事実施状況」について事務局からご説明いただきます。よろしくをお願いいたします。

事務局 : 工藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは資料1、平成26年度の工事実施状況ということでご報告いたします。

午前中の現場視察で工事の実施状況についてはご覧になったかと思うのですが、資料の上の表に今年度の工事の実施状況として工事内容を載せてございます。大きく分けまして、場内整備工、それから地下水浄化対策工、仮施設解体撤去工と、3つの工事に分けてございます。

1つ目の工事の場内整備工ですが、4月に発注しておりまして、12月に完成する予定となっております。主な工事内容としましては、廃棄物を撤去した後に残ったつぼ穴の埋め戻し、それから段差の整形を行う跡地整形、そのための土工として盛土を45,000 m³予定してございます。それから排水工や中央沢の設置。法面緑化工につきましては植樹エリア以外の道路法面、選別ヤードの法面の緑化となります。それから管理用道路工、これが幅5mの砂利道ですが、1,118m予定してございます。また地下水涵養工としまして、雨水貯留池、浸透柵を設置する予定してございます。場内整備工事につきましては、概ね、現在のところ70%程度の進捗率でございます。

2つ目の工事、地下水浄化対策工ですが、これは揚水井戸を24箇所設置しまして、積極的に汚染地下水を汲み上げ浄化を図っていくというものでございます。8月に発注いたしまして、来年の3月に完成する予定でございます。今日、現場では調査ボーリング、最初の1箇所目に入ったところでございます。

3つ目の工事としましては、仮施設解体撤去工、これは選別施設の解体、それから硫化水素処理施設の解体、洗車設備の解体となっております。先日、工事を発注したばかりで、来年の1月に完成する予定でございます。

以上、表の方でご説明させていただきましたが、具体的には次のページ、平面図を見ながら、もうちょっと詳しくお話をしたいと思います。

まず1つ目の場内整備工事ですが、管理用道路と通路、これを面的に配置してございます。これは植樹や揚水井戸などを管理するために現場内を周回するように外側と内側に管理用道路を配置いたしまして、さらに管理用道路を補完するような形で通路を配置してございます。管理用道路は5m幅、それから通路は3m幅の砂利道となっております。

次に、現場のほぼ中央に、東側から西側、図では右側から左側に向かって中央沢を配置してございます。この中央沢の位置がほぼ元の沢筋にあたるところでございます。あと、中央沢の途中に楕円のような形のものがありますが、これは土砂を沈殿させるための沈渣池でありまして、あと、ここから地下に浸透させるという効果も狙ってございます。

次に地下水涵養工についてでございます。前回お示しした地下水浄化計画について、具体的に地下水の浄化促進を図るために専門家の助言をいただきまして、自然の降雨だけの地下水涵養ではなくて、夏場の渇水期等につきましては水を積極的に供給することが必要だと判断したところでございます。眞家委員、鈴木委員よりいろいろご指導をいただきまして、雨水貯留池の設置場所を効率良く地下水の浄化が進むように、現場で最も高い位置である選別ヤードに設けることとしまして、大きさにつきましては3,000 m²、深さは1mということで、3,000 m³の貯留池を計画させていただいております。

さらに2箇所ですが、選別ヤードの西側、ここに雨水貯留池、ちょっと小さいんですが150㎡の貯留池を設けてございます。そして図面の右側の方ですが、中央沢の起点部、ここにも150㎡の貯留池を計画してございます。

さらに管理用道路と通路の下になりますが、図面ではこの赤い四角いところが33箇所あるんですが、ここが浸透枳と言いまして、深さ3mに掘ってそこに碎石を詰めたものを造ってございます。碎石の空隙に水が溜まり、そして浸透させるという効果を狙ってございます。

なお、これらの地下水涵養工につきましては、過去の雨量データ、大体1ヶ月ぐらい雨がほとんど降らない、少ないという状況が1年に1回ぐらいはございますので、そこから計算しまして約3千数百㎡の水が不足するという事で貯留池の面積等を決定してございます。

それから、平成28年度になるのですが、地下水浄化対策についての中間評価がございます。その時に、もし雨水の貯留量が不足するという場合になりましたら、この選別ヤードに造った貯留池を広げるということも検討が必要だと考えてございます。

次に2つ目の地下水浄化対策工事になりますが、汚染地下水が帯水している箇所、ここに揚水井戸を設置する計画としております。図の中で緑の丸が第1帯水層、浅い方に溜まった汚染地下水を狙ったもので8箇所計画してございます。さらに深い方、青の二重丸で表示してございますが、第2帯水層に溜まっている、帯水している汚染地下水をターゲットにしたもので16箇所、合わせて24箇所の揚水井戸を計画してございます。

それから、管理用道路と通路の位置を決めるには、この揚水井戸の位置から管理しやすい、なるべく近接した形で道路の位置を決めてございます。1箇所は道路から少し離れるんですが、ほぼ管理しやすいような形になってございます。

最後に3つ目の仮施設解体撤去工事ですが、北側の選別施設、それから西側の硫化水素処理施設、東側の洗車設備と、この3施設について今年度解体撤去するという計画となっております。

以上、平成26年度の工事実施状況についてご説明させていただきましたが、前のページに戻っていただきまして、下の表になります。参考として年度別工事内容、これは平成29年度から事業完了する平成34年度までの計画を載せてございます。平成26年度で現場の一連の工事が一旦完了します。今後は地下水がきれいになるまで浄化対策を継続していくこととなります。本計画では産廃特措法の延長期間が満了する平成34年度までに事業を完了する計画としてございます。平成33年度に地下水が環境基準に適合した後につきましては、1年間地下水のモニタリング調査をしまして、それで平成34年度に事業の全てが完了するという計画になってございます。表の中で、平成29年度に追加対策工として揚

水井戸、それから注水井戸等とありますが、これにつきましては、平成 28 年度に地下水浄化対策工の中間評価を行います。その結果によっては、必要に応じて追加対策工を実施することとし、揚水井戸、注水井戸、あるいは雨水貯留池の拡張ということも検討することになります。

あと、下の平成 33 年度、平成 34 年度につきましては、次のページの平面図の方でご説明いたします。平成 33 年度に地下水が環境基準に適合して平成 34 年度に全ての施設を撤去することになります。先に簡単に施設を説明いたします。

まず今年度、揚水井戸の設置工事が完了いたしますと、井戸から汲み上げられる汚染地下水については、この図の左側の方を見ていただきたいのですが、揚水井戸で汲み上げられる汚染地下水につきましては、この茶色の点々で表示している浸出水導水管、これをずっと流下していきまして、浸出水処理施設に送られます。ここで処理されてきれいになった水につきましては、処理水放流管を流下して下流側の県道とか町道を通って、さらに下流側の沢の方に放流されます。

次に現場に降った雨、表流水につきましては、浸出水導水管、茶色の点々のとなり青の点々の線がございまして、これが雨水排水路になっておりまして、これを流下して下の方にある防災調整池に入ります。ここを経由して下流の方の沢に放流されております。大体、施設としてはこういう概要です。

平成 33 年度に地下水が環境基準に適合して、平成 34 年度に全ての施設を撤去することになるのですが、平成 33 年度に前段として防災調整池、これを撤去して流末を先に整備します。それと場外西沢、この沢を雨水を流せるように整備しておきまして、流末の準備をしておきます。具体的にはフトン管とか落差工、洗掘防止工などを考えてございます。

そして、最後の年、平成 34 年度には浸出水処理施設、浸出水貯留池、処理水放流管、それから浸出水導水管などの浸出水処理施設関係の施設、これの撤去、それから雨水排水路の撤去。雨水排水路を撤去した後は、そこに自然の沢を復旧します。その他に揚水井戸とかモニタリング井戸の撤去を行って最終となります。

あと、図面の硫化水素処理施設の下に鉛直遮水壁一部撤去と書いてございますが、これにつきましては、揚水井戸を撤去し地下水の汲み上げをしないと、自然に地下水位が上昇してきます。周りが遮水壁で囲まれているので自然に上昇してきます。これだと構造上不安定なので、一部、鉛直遮水壁を切り欠いて地下水を下げるといふことも計画してございます。

このようにして平成 34 年度には全ての工事を完了することとしてございます。

以上で資料 1 「平成 26 年度の工事实施状況」についてご報告させていただきました。

末永会長： ありがとうございます。ただ今、工藤総括主幹から、平成 26 年度の工事実施状況ということで、その内容、あるいはタイムテーブル、その辺に関しましてそれぞれご説明いただきました。さらに参考までに平成 29 年度以降の工事内容に関しましても触れていただきました。

これに関しまして、何かご質問、ご意見、ございましたらお願いいたします。ご質問、ございませんでしょうか。

はい、どうぞ、宇藤委員。

宇藤委員： 以前にもお聞きしているかもしれませんが、この工事費とか、そういうのもお聞きしてもよろしいですか。

末永会長： 聞いてください、どうぞ。

事務局： 工事費と言いますと、この工事それぞれとかじゃなくて全体ということですか？

宇藤委員： この場内整備工の工事費です。

事務局： 場内整備工については、今発注してあるのが約 1 億 8,000 万円ぐらいです。ちょっと自信がないんですが、大体そのぐらいです。地下水浄化対策工、揚水井戸の工事ですね、これについても大体同じぐらいです。あと仮施設解体撤去につきましては先日発注したばかりでございまして、6,700 万円くらいだと記憶しております。

宇藤委員： ありがとうございます。あと浸出水処理施設とかこういうのは、現時点でこれはあるのですか。これから造るということですか。

事務局： 浸出水処理施設は、先ほど最後にご覧になった施設です。

宇藤委員： それと井戸を掘って汲み上げた水を、先ほどの説明だと浸出水導水管で流すというご説明でしたけれど、これは掘り揚げた水をどういうふうに流すのか。

事務局： 今、24 箇所、揚水井戸を設置する計画なんですけど、これを汲み上げたのを、この管理用道路とか通路の脇に集めるパイプが設置されます。それで全て集めてきて、この浸出水道水管と一緒に流します。最後に先ほどの浸出水処理施設で処

理してきれいにして放流するということです。

末永会長： いいですか。

宇藤委員： はい。

末永会長： じゃあ、その他、どうぞ。山本委員。

山本委員： 現場の方は着々と環境再生を実施していますので、大変頼もしく感じましたが、若干確認しておきたいことがございますので、教えていただきたいと思います。

1つは、この平成 26 年度の工事及びその流れにつきましては、帯水層第 1、第 2 ございますが、この中にある 1,4-ジオキサンを浄化するという立場に立っているということでちょっと感じましたけれども、地下水位よりも上にあるもの、いわゆる土の中に捕捉されているような汚染物質というのは無いとして考えていいのか、雨水だけでジワジワと浄化するようにするというだけで本当にいいのかという考えがあります。従って、土中に捕捉されている 1,4-ジオキサンの有無の可能性をどうお考えになっているのか 1つ確認しておきたいと思います。

それから、岩手側からの流入についてということで、岩手側では遮水の矢板を打ちました。そこで、今日、チラッと聞いたところ、まだその効果というもののはっきり現れていないということですが、地下水の量の変化ということが見ただけで分かるとなれば、これはしっかり閉め切りが行われたと判断できるのですが、まだ計測途中だということですので、今後、この変化が分かった時点で是非お知らせいただきたいと。岩手側からの流入はもう無くなったというふうなことがはっきりと分かったということが前提でないと、これからのことが効果的に行えるかどうか心配ということになりますので、ぜひ、この岩手側からの流入が無いということが分かるような資料、データが出たらぜひお知らせをいただきたいと思うところです。

以上です。

末永会長： 2点にわたって山本委員からご質問がありましたが、それに対してお答えください。佐々木マネージャー、どうぞ。

事務局： まず土中の 1,4-ジオキサンの有無というご質問でしたが、こちらにつきましては、元は廃棄物に触れた水が一部地下水の方にも浸透をしているということなんですけど、これから雨水を地下水に涵養していくという段階で洗い出しがされて、

結局、2つの帯水層で受けて、それを汲み上げて浄化していけばどんどん上の方から、地層についても上の方、現場についても上流の方からどんどん浄化が進んでいくというふうに考えています。

あともう1つ、岩手県の矢板の効果というお話でしたが、平成19年度に設置した既設の方の矢板につきましては、その後、青森県側の率、県境部の観測井戸で水位の変動とか、あるいは電気伝導率の変動とか、そこら辺を常時監視しておりまして、そのデータの積み重ねでやはり矢板を設置した以降は急激に水位が低下して、それがずっと継続しているという状況が確認されていますので、既設については効果があったというふうに確認できておりました。今回、新設の部分についても、今、岩手県側も青森県側も井戸のデータを確認しているところですので、次回の協議会ではその辺、データをお示しして、岩手の今回の新設の鋼矢板がきちんと効果を発揮できているということを確認できればご報告をしたいと考えております。

山本委員： ただ今のお答えいただきました件ですけれども、これはもしも閉め切りがきちんと行われているとすると、ここから出てくる水量というのは面積と降雨だけによるということなので、もしかしたら汲み取りしようと思っっている目標の量から見ると、それを汲み上げることができない。水量が少なくなる可能性はないのかという心配があります。そうすると、上の方に1箇所だけ大きなものがあるというよりは、本当は小さいものを点在しておいた方が効果的ではないのかという感覚を持ちますが、それはいかがでしょうか。

事務局： 閉め切ることで地下水量が減るんじゃないかというご心配、あと大きな池を1箇所ではなくて複数置くべきではないかというご意見でしたが。こちらにつきましては地下水浄化計画全体が岩手県側からの水の流入が無いことを前提に、この面積に降る雨水が自然に地下浸透していく量でそもそも計画を立てておりますので、それについては大丈夫だと思っております。

それから、この選別ヤードに設置する3,000 m³の貯留池、ここからの浸透も当然期待しておりますが、それだけではなくて渇水期にはここからポンプによって各浸透枡に送水します。この図面にはまだ位置をはっきりお示しできておりませんが、帯水層にいかにして地下水を涵養していくか、水を注ぎ込んでいくかということが課題だろうということを鈴木委員、眞家委員からご指導、ご助言いただいておりますので、注水のための大きな口径の井戸も設置して、そこへ送水してやるということも考えております。1箇所に貯めた水を場内まんべんなくポンプで送水して、注水してやるというイメージです。

末永会長： よろしいですか。

先ほど工藤総括主幹のご説明の中で、鈴木委員、それから眞家委員、それぞれご指導をしたということですが、その辺で何か補足的なことがあったら簡単に。鈴木委員、ないですか。眞家委員、いいですか。

お二人の委員は水質等の専門家であられますので、そういう指導も受けながら今回こういうことをやりました。

ちょっと1つだけ、つまらんことですが、平成26年実施工程のタイムテーブルを見ますと場内の整備工の方は12月までに終わると、その時にこの雨水貯水池云々も造るわけですね。ところが、そのためには選別施設解体をしなければいけませんね。この辺、うまい具合にいくんですか。

事務局： すいません、そのとおりでございます。先日発注した仮施設解体撤去工で叩きを壊して掘るので、その工事の中で実施することを考えています。

末永会長： ちょっとタイムラグがあるんじゃないかと心配していたんです、些細なことで分かりました。

それでは、雨水貯水池を高台の方に設けるということに関しましては、先ほど申しましたがお二人の専門家のアドバイス等によりまして、ここが一番効率的、合理的であるということで勧められたということです。その辺は今のご説明等でもお分かりになったと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。これによって地下水の浄化がさらに一層効率的に進むということだと思いますので、ご理解いただければと思います。

それでは次に行きます。案件の(2)「PCB廃棄物の処理」について、事務局からご説明をいただきます。よろしくお願ひいたします。

事務局： それでは資料2に基づきまして説明いたします。

まず1番の経緯でございます。平成23年2月以降、県境不法投棄現場ではPCBを含む廃コンデンサが64個発見されました。廃コンデンサの発見に伴いまして、十分な安全対策を行い廃棄物の撤去作業を進めてきたところでございますが、現場から出てきた廃コンデンサ等のPCB廃棄物につきましては、処理できる施設がない状態でございます。従いまして、64個のうち1個につきましてはコンデンサの銘板に元の所有者の名称が記載されておりましたので、そちらの元の所有者の方に引き取らせた経緯がございますが、残りの63個につきましては現場の西側にある硫化水素処理施設建屋の中に保管いたしまして、処理の準備を進めてきたところでございます。

現場に残されている63個の廃コンデンサのPCB廃棄物の内訳は次のとおり

でございます。

まず、PCB濃度が5,000mg/kgを超える高濃度PCB廃棄物と呼ばれているものでございます。これにつきましては廃コンデンサが5個、それからPCBが付着した汚染物のドラム缶が2個ございます。重量は概ね0.3tでございます。

それから、PCB濃度5,000mg/kg以下の低濃度PCBと呼ばれるもの、これにつきましてはコンデンサが58個、汚染物等のドラム缶が2個ございます。重量は2.65tでございます。

この高濃度PCBにつきましては、国の政策でPCB廃棄物の処理のために設立されましたJESCO、日本環境安全事業株式会社の北海道事業所で処理することになります。東日本全体のものが北海道の室蘭で処理をするという形になります。それから5,000mg/kg以下の低濃度PCBにつきましては、環境省の認定を受けた無害化処理施設等で処理することとなります。高濃度PCB廃棄物はJESCOに機器等の登録を行いまして、処理可能時期の通知を待っているという状態でございます。それから低濃度PCB廃棄物につきましては、今年度、処理施設側で受入体制が整ったことから搬出処理をいたしました。

2番目として、低濃度PCB廃棄物の処理の状況をご説明いたします。不法投棄現場から発見され、破損した廃コンデンサを受入可能な施設は株式会社富山環境整備1社でございましたので、同社に処理を委託いたしました。富山市婦中町にある環境大臣認定無害化処理施設です。高温で焼却をして、低濃度のPCBを無害化できるという施設です。委託料は810万円で、運搬と処理費込みです。搬出日は9月5日に搬出しまして、10月4日までに処理が終わっております。

3番目です。残る高濃度PCB廃棄物の取扱いになります。高濃度PCB廃棄物につきましては、JESCOで最初に破損してない、要はきれいに処理できる機器を処理した後に、破損のあるような機器を処理するという順番になっております。そういう方針でございますので、現場から出てきた廃コンデンサは基本的に投棄された時点で破損されている状態でございますので、処理は後になり、概ね3年程度後になる見込みでございます。そのため、処理が可能になるまでの間、今回解体撤去する硫化水素処理施設の建屋から浸出水処理施設の倉庫に移しまして施錠して保管するというようにしております。

次のページをご覧ください。保管状況と低濃度廃棄物の搬出状況の写真です。一番上が最初の保管状況でして、鋼製のドラム缶等に入れた状態で建屋の中に保管しておりました。これを、真ん中の写真を見ていただければ分かるように、積み込む前に内容物を左側の方で開けて確認して車に積み込むと。車の方はきちんとシートを掛けて富山の処理施設に持って行ったという形になります。搬出が終了しましたので、残るものが高濃度PCBということで、高濃度PCBが現在、硫化水素建屋の中に残っておりますので、解体するまでに水処理施設の方に持つ

て行くということになります。

以上です。

末永会長： ありがとうございます。何か委員の皆さん方、ご質問があれば。高濃度の方は破損しているの、しばらく保管をしておくということらしいですけれども。仕方がないですねこれは。よろしいでしょうか。

それでは特段ご質問等はないみたいですので、次に移らせていただきます。それでは案件の（3）「岩手県県境部遮水工の延長」についてお願いいたします。

事務局： それでは資料3に基づきまして説明いたします。

まず一番最初に下の写真をご覧ください。午前中に現場を見て来られたことかと思いますが、現場はこの写真で言いますと写真の中央部、茶色の部分になってございます。これが青森県側の現場で、青森県側の現場の北から西、南にかけて青色のライン上にセメント等で構成されました鉛直遮水壁が20mの深さまで入っております。それから岩手県と青森県の境界部が一点鎖線で示されておりますが、この内、南側の方、黄色いラインで示されている部分が岩手県の既設の鋼矢板でございます。これは現場で見ていただいた際に、頭5mくらい矢板が出ていたかと思えます。あの下にさらに難透水性の層まで矢板が入っているという状態でございます。それから赤い部分、これが今回、岩手県が延長した鋼矢板になっておりまして、県境から青森県よりの方に、選別ヤードの周りのところに、ちょうど青森県側の遮水壁と接続するように施工されております。

それでは本文に戻ります。県境不法投棄現場の県境部で遮水工が未設置でありました北側部分につきましては、今般、岩手県で1,4-ジオキサンが確認されましたA地区を含む岩手県側の不法投棄現場から青森県側の現場への地下水流入を防止するために、今年の3月から岩手県が鋼矢板による遮水工を施工しまして7月に完成したところでございます。

岩手県側のA地区というのは、下の写真で言いますとちょうど黄色い部分になります。岩手県側のA地区で1,4-ジオキサンの汚染が確認されておりますので、これから低い方にあたる青森県側の方に水が流れてくる可能性があるため、汚染されてきた地下水が青森県側に流れないように、この赤いラインの部分に鋼矢板による遮水工を設置いたしました。

1番、県境部鋼矢板遮水工の概要です。延長した遮水工は既設の鋼矢板から本県側の遮水壁に接続するように施工いたしまして、本県側の鉛直遮水壁と同様に透水係数が $1 \times 10^{-5} \text{ cm/sec}$ 以下を担保できる難透水性の地盤に2.5m以上の深さまで根入れすることで鋼矢板を打設しております。

これによりまして、要は岩手県側から青森県側に来るものはほぼないという

形の施工をしているということでございます。ちなみに、既存部の工期は平成 18 年度から 19 年度で、構造は鋼矢板で、延長の長さは 225m。それから今回延長されたものは平成 25 年度から 26 年度の工期で、同じく構造は鋼矢板で、長さは 121mになります。大体概ね 20m前後の深さまで、青森県側と同様の深さぐらいまで打設しております。

それから 2 番目でございます、岩手県の浄化対策になります。岩手県は鋼矢板延長部に隣接して汚染地下水を揚水するために大口径井戸、直径 40cm、深さ 10 m、これを設置いたしまして、汚染地下水はこの井戸で汲み上げて岩手県の水処理施設で処理しております。また、鋼矢板と井戸の完成に伴いまして、岩手県では隣接している地区でキャッピングシートの撤去、それから貯留池の設置等による汚染洗い出し作業を開始しているところでございます。

写真を見ていただきますと、この A 地区の左側が若干灰色っぽくなっているかと思いますが、これがまだ施工中の写真でございますのでシートがまだ半分残っている状態でございます。右側はシートがはがれて茶色くなっているということでございます。

なお、県境と青森県側の間、写真でいいますと斜め線が入っている部分でございますが、ここの部分の浄化につきましては岩手県が責任をもって実施していただくということになっております。

以上です。

末永会長： ありがとうございます。今日、現場に行かれた方は、改めてこの写真を見れば、ああ、そうだったなということが分かるかと思いますが、ただ今、岩手県の県境遮水工の延長についてご説明いただきました。これに関しまして、何かご質問ございましたらお願いいたします。

どうぞ、眞家委員。

眞家委員： この遮水工の延長とは直接関係はないんですけども、仕分け、選別するところの下というのは不法投棄がまるっきりなくて、ここはきれいな土壌と考えてよろしいのでしょうか。

事務局： 今のご質問、選別ヤード下は大丈夫なのかというご質問にお答えいたします。選別ヤードの設置以前、ここの土地の状況ですが、北側については、素掘りの穴を掘って遮水シートを敷いた上に廃棄物を仮置きしていた場所ではありますが、元々廃棄物がない場所、そういった意味では下までは汚染が及んでいないという場所です。南側は廃棄物が埋まっていた場所ですが、これらを撤去した上で、北側の部分も含めて全面的に汚染土壌の調査をして大丈夫だということで選別ヤ

ードを設置しておりますので、ここについてはもう大丈夫だということです。

眞家委員： ありがとうございます。

末永会長： どうぞ、鈴木委員。

鈴木委員： すいません、遮水壁のところをちょっとお伺いします。この鋼矢板の遮水壁も透水係数が 10^{-5} 以下を担保するようということなんですけれども、要は、それがちゃんと担保できたかどうかの確認というのは、どういうふうにやっていくんですか。遮水壁の機能がちゃんと効果を現しているかというのはどういうふうを確認していきますか。

事務局： まず設計段階で複数箇所ボーリングいたしまして、透水係数を測定しております。その透水係数を測定した上で施工しておりますので、設計段階ではほぼ大丈夫だろうと見ております。あとは、先ほど、効果が現れているのかどうかという山本委員のお話もあったんですけども、後でモニタリングの説明の際にちょっと見ていただければいいんですが、北側の遮水壁を造った直後から青森県側の遮水壁の外側になる井戸の水位が上がってきていますので、それなりの効果は多分出てきているのではないかと考えています。今後、いろいろ見ていく中で大丈夫だという結論が出てくると思います。

鈴木委員： あとは、県境部分で青森県側でも地下水位を測っていますね。岩手県側でも測っていると思いますけれども、それは情報を共有するような仕組みというのはあるんですか。

事務局： 毎月1回、現場で本県と岩手県の担当者が会合をしております。その時にデータの交換もしております、変動があればお互いにどういう状況なのかという確認をしております。

鈴木委員： 分かりました。ありがとうございます。

末永会長： よろしいですか。その辺、きちっとやっているということで、我々も安心できると思います。

どうぞ、その他の委員の方。なければ案件の(4)に進んでよろしいですか。

それでは案件の(4)「平成26年環境モニタリング調査結果(中間報告)」についてよろしくをお願いします。

事務局： それでは平成 26 年 1 月から 8 月の水質モニタリング調査結果についてご報告します。資料 4 をご覧ください。

水質モニタリングは、不法投棄現場内及び不法投棄現場周辺で実施いたしました。その結果、これまでと同様に不法投棄現場周辺では環境基準を超える値は検出されませんでした。現場内の地下水では鉛、砒素、1,4-ジオキサン、ベンゼン及びほう素が環境基準を超える値で検出されました。

環境基準値の超過が確認された地点及び項目について、下の表にその濃度をまとめております。これまでと同様、1,4-ジオキサン以外の環境基準値を超過した項目については、環境基準値前後であったり、環境基準値の数倍程度で推移しておりますが、1,4-ジオキサンについては現場全域で環境基準値を超過しており、その中でも主に現場下流側では環境基準値を大きく超過しているという状況にあります。

なお、これらの傾向についてはこれまでと同様であり、季節変動と考えられる動きはございますが、特別大きな変動等は見られておりません。

延長した遮水壁の効果の件について少しありましたので、別添調査結果の 21 ページの方をご覧ください。県境部のところでは地下水位等を常時監視しております。一番右端の上の方に地下水位の状況、測定結果を載せております。このうち延長矢板の分についてはア-25、あとア-25-2 というところが主に該当するところですが、遮水工開始して、26 年 7 月で完了し、これによってア-25 とア-25-2 の地下水位が上昇しております。この 2 地点については遮水壁の岩手県側になっておりますので、岩手県側の A 地区から流れてくる水がこの遮水壁でせき止められて上昇しているものと考えております。

このことから、先ほど鈴木委員からご質問があったように、それなりに遮水壁の効果というものは一応地下水位の変動の状況からは見れているのではないかと考えております。

2 ページ目をご覧ください。続きまして不法投棄現場の汚染地下水を処理している浸出水処理施設の水質モニタリング調査結果について、こちらも 1 月から 8 月の結果についてご報告します。

2 ページ目をご覧ください。こちらは浸出水、原水、放流水で実施しておりますが、放流水は計画処理水質を十分に下回っております。また、午前中の現場視察の際、山本委員から 1,4-ジオキサンの除去量についてご質問がございましたけれども、今回、こちらにはそのような資料は作成できておりませんが、今回の協議会では 1,4-ジオキサンの水処理施設での除去量がよく見えるような形で整理をしたいと考えております。

載せ方、計算の仕方等については少しこれから詳細に検討をしなければいけ

ないと思っておりますが、別添調査結果の 23 ページ、24 ページ、水処理施設の原水と放流水の 1,4-ジオキサンの濃度を毎月測っていますが、こちらで 1,4-ジオキサンの濃度の減少が見られております。この減少量に、1 ヶ月の処理量を掛けることで除去量は出せると考えておりますので、いろいろ仮定等はございますけれども、処理できているということがしっかりと分かるような形でお示ししていきたいと考えております。

詳細な調査結果等と経年グラフ等については後ほどご覧いただければと思います。

水質モニタリング調査結果については以上となります。

末永会長： ありがとうございます。ただ今、平成 26 年の環境モニタリング調査結果、中間報告でございますがご報告をいただきました。これに関しまして、何かご質問、あればと思っております。

どうぞ、榎本委員。

榎本委員： 水道企業団の榎本と言います。私ども、水道企業団は馬淵川側から水をとって浄水していますが、そういう立場で、実はこの場所についての水道企業団の見方といいますか、切り口をちょっとお話ししたいと思っております。

3 ページを見ていただきたいのですが、3 ページの上段と下段と地図がございますが、まず上の方からちょっとお話をします。一番上のモニタリング位置図という四角の部分の下に熊原川という川が見えると思っております、青い線のところにあります。この熊原川がずっと行って田子町さんを過ぎて、三戸町さんを過ぎて馬淵川に合流しています。この熊原川に入るところに、ちょうど熊原川の川のところの上に境沢というのがあります。それをずっと上っていくと、この赤く色がついているところが現在の場所です。おそらく点々で三角になっているのがその下の図になると思っておりますが、この境沢が熊原川に入ります。それからもう少し上流に行きますと、ずっと行くと、ア-19 という黄色いところに杉倉川とありますが、この川も熊原川に入ります。現在、赤い色がついているところの現地からこの 2 つの沢を通ってきますが、この流れの中で今、1,4-ジオキサンがもし高いと影響してくるという見方をしております。

上の方は、いわゆる投棄場所の周辺の位置の測定値がありますが、1,4-ジオキサンの環境基準値以下でも出ている場所は、まずア-14、杉倉川のところのア-14 というのがあります。これは元々は遠瀬というこの部落の元の水道の水源でありました。現在は汚染されて使っていませんが、ここのところでも環境基準以下で出ています。それからその下のア-17、これも検出されています。それからア-6、これは処理施設のところの処理水が溜まっていますがア-6 も出てい

ます。それからア-21、境沢のずっと上です、このところも基準以下でやっぱり検出されています。

ですから、この環境の外側で、濃度は低いんですが一般の自然にない1,4-ジオキサンが検出されているという状態です。

その下は不法投棄の現場ですが、この中は濃い基準オーバーですが、高い方、いわゆる位置が高い方、例えばア-25-2、ここが出ています。ここは基準オーバーです。それからア-26、ずっと下がってきます、ア-26、ア-27、ア-29、この辺が高濃度で出ています。それから真ん中辺のア-43、それからこのグリーンの一番下のところのア-39、ア-38、ア-37、ア-8。いわゆるその周辺、高い位置から低い位置、この辺が濃度が高いということで、今、水で浄化しようという対策になっていますが、最終的には上の図の下の環境の数値がいかにか下ってくるかということをも水道企業団としては注目しているということですので、対策をいろいろなさっていただいていますので大変ありがたいと思っていますが、そういう視点で企業団も注目していきたいということでもあります。

末永会長： ありがとうございます。特段質問ということではなくて、八戸のお立場上と言っては恐縮ですが、そういう八戸圏域水道企業団の副企業長をおやりになると、そういうお立場からこの水質は水道水になりますので大変注目して見ているんだということです。県の方も十分認識されて、今後ともよろしく願いしたいと思います。

その他、いかがでしょうか、委員の皆さん方。特にございませんか。

それでは、今、案件の(1)から(4)まで進んで参りました。これから案件の(5)に入りますが、案件の(5)は今までと内容的に若干違いますので、今までの(1)から(4)でもし何か質問あるいはご意見、言い忘れたという方がありましたら今からちょっとだけ時間を取っても大丈夫だと思いますが、何かございますか。

宇藤委員： 先ほどの水処理施設で1,4-ジオキサンはただ今のところ心配がないので機械は動かしていませんという佐々木マネージャーのご説明でしたけれど、あれは濃度がどれくらいになったら稼働させるとか、そういうのはあるのでしょうか。

事務局： 1,4-ジオキサンの処理設備の稼働についてのご質問だったと思いますが、今、濃度が低いのでバイパス運転をしております。ただ、これが0.25 mg/Lを超えようになれば、排水基準の半分を超えれば稼働するようしております。

末永会長： それで的確なんですよね。

事務局： 以前の協議会でもこういったバイパス運転の基準というのはお諮りをしていて、これでよろしいということで運用させていただいておりました。

末永会長： そういうことです。よろしいですか。
鈴木委員、手短に。

鈴木委員： 0.25mg/L ですね、これは毎日モニタリングしているものなんですかね。毎日モニタリングしている中で 0.25 mg/L を上回ったからじゃあ機械を動かしましょうということですかね。

事務局： モニタリングの頻度、その辺の監視体制のご質問をいただきましたが、モニタリングは月に1回になります。ただ、当然ピンポイントで数字を見て判断するのではなくて、それ以前からの傾向というのがありますので、その辺を見ながら、これまでも試験運転と称してはいますが超えそうな状況になりますと当然運転は前もってしております。

鈴木委員： 超えそうな状況というのは取水しそうな時とか、そういった時ですか。

末永会長： その状況はどういう時ですかということです。

事務局： 今後は地下水を汲み上げますので、大きな変動は多分ないと考えております。ただ、これから濃度が濃い場所に井戸を設置していきますので、その状況で濃度の変動があればすぐ稼働する体制にしておりますし、井戸が全部完成した段階では、その後は基本的には地下水だけですので濃度の急激な変動はないと考えております。

鈴木委員： 分かりました。

末永会長： 何か補足ありますか、どうぞ。

事務局： 補足したいところがございます。グラフを見ていただきます。これまでの水処理施設での 1,4-ジオキサンの濃度の傾向、ページでいいますと最後のページになります。27 ページに 1,4-ジオキサンの測定結果が載っております。原水で排水基準 0.5 を、ちょうど冬場の湧水期に濃くなって超えるという傾向が廃棄物撤去中にはありました。その際に、超えそうなことが大体予測できていますので、その

時期には安全を考えて事前に高度処理を動かしていたこともあります。それが平成25年3月のところに四角いオレンジの点がついていますけれど、これはそういうのが予測できましたので事前に、転ばぬ先の杖ということで動かしたという実績でございます。

あともう1つは、今は廃棄物そのものが無くなりましたので、廃棄物由来の1,4-ジオキサンというのは基本的にボンと出てくることはないだろうと。あとは地下に溜まった水を井戸で汲み上げるので、もうある程度コントロールできる状態になってきますので、モニタリング結果と併せて見ていくと、水処理施設の滞留時間というのも10日以上ございますので、排水基準の2分の1を目標にして管理していけば十分対応できるだろうという考えでございます。

末永会長： ありがとうございます。この27ページの最後のグラフ、大変分かりやすい、これを見たらよく分かると思いますので、よろしくお願いします。

宇藤委員： 井戸で水を汲み取るんですが、その水は1ヶ月に1回とかまとめて流すんですか。いっぱいになったらやるとか、どういうふうに行っているのか教えてください。

事務局： 今、揚水の仕方のご質問だったと思いますが、井戸は水位がある間はポンプが自動的に稼働して水を汲み上げて常時水処理施設に送水しています。水位が下がると自動的にスイッチが切れて、また水位が戻ってくるまで若干お休みしますが、また戻ってくればまた汲み上げるの繰り返しで、常時水処理の方には送水しています。

末永会長： よろしいですか。

それでは一応今までの(1)から(4)までの案件に関しましては以上で質疑を打ち切らせていただきます。

続きまして案件の(5)でございます。「環境再生計画に基づく県の取組」についてご説明をいただきます。資料5、西川主幹、どうぞお願いします。

事務局： それでは資料5、「環境再生計画」に基づく県の取組についてご説明いたします。

まず、環境再生計画のおさらいになりますが、二重の四角で囲んであるところ、環境再生計画には3つの柱があります。自然再生、地域振興、情報発信、この3つになります。

このうち自然再生につきましては、午前中に現場視察でご覧いただきました

ように、今年度から県民植樹祭、企業の森づくり活動を誘致するなど、現場跡地に広葉樹の苗木を植樹しております。この植樹は来年度までやります。それ以降は3年間ほど下刈り等の管理を行っていく予定になっております。

これからご説明をするのは、この自然再生以外の地域振興及び情報発信についてになります。

それでは、1 地域振興についてです。これまでの取組経緯ですが、県では環境再生計画の策定に当たって、平成 20 年度に青森県側の不法投棄現場約 11ha と浸出水処理施設の敷地を対象エリアとして、跡地利用等に係る全国提案募集を実施いたしました。募集しましたところ、全国から 23 の提案がございまして、この中から 5 つの提案を優秀提案として選定いたしました。その提案が、「①自然配植の考え方に基づく県民参加型自然再生」、「②資源循環型によるエコアグリカルチャー」、「③環境調和型廃棄物処理施設と四季公園」、「④環境再生博物館でアートで発信」、「⑤教訓を次世代に語り継ぐ県境環境再生記念公園」。この 5 つが優秀提案として選定されたものです。

このうち地域振興に関係する提案が②と③になりますが、この②と③の事業者に事業化の働きかけを行いましたところ、②の提案者である東急建設から、自ら事業主体となって実施したいとの前向きな回答が得られたことから、同社と事業立地に向けた協議を平成 22 年度から進めて参りました。

参考までに、東急建設が行った提案内容を記載しておりますが、その内容は、木質バイオマスから電気、熱、水素ガスをつくる施設を整備して、これにより得られた電気、水素ガスを販売するとともに熱を農業ハウスで利用するというものでした。

なお、その後、間伐材のコストが合わないということで木質バイオマスから食品残さや畜産バイオマスへの変更、あるいは水素ガスの安定供給に難があるということで、水素ガスの生成を断念したという経緯が途中にはございました。

最終的にはバイオマス原材料の安定確保に目途が立たないこと、それから帯水層を貫通する基礎を打つ必要のある重要物の建設は、地下水浄化に悪影響を与えるおそれがあることなどの理由から、東急建設では平成 25 年 11 月に事業立地を断念しております。

また、その他の再生可能エネルギー設備に係る立地可能性についてですが、太陽光発電設備については、これは平成 22 年度の環境省の調査になりますが、パネルの設置場所が限られること、冬期間の積雪が多いことなどから売電を目的とした立地は経済性から難しいという結果になっております。

それから、風力発電設備については、これは平成 25 年度に事業者から問い合わせがあった件ですが、先に説明した東急建設の例と同じく帯水層を貫通する基礎を打つ必要のある重量物の建設は地下水浄化に悪影響を与えるおそれがあると

いうことで、これも不可という判断に至っております。

また、最近の再生可能エネルギーを取り巻く状況ですが、東北電力では再生可能エネルギーの電力を買い取る契約について、契約の急増により電力の安定供給に支障が生じるおそれがあるとして、つい先日ですが、10月1日から契約の受付を中断するということを表明しているところです。

こうした中、県では、東急建設が事業立地を断念したことを受け、新たな事業立地の可能性を探るため、ハード及びソフトの両面で改めて事業主体を募集する案を昨年11月の第49回協議会に提示いたしました。その際の対象エリアは、森林整備計画策定によって確定した利活用エリア、午前中に見ていただきました選別ヤードの跡地8,800㎡、募集期間は1ヶ月ということでご提示したところです。

これに対して委員からは、「募集期間が短い、エリアが小さい。」、「跡地の利用については線引きせず青森・岩手両県が一緒になって提案を受け入れる形を検討してほしい。」、「時間をかけて議論すべき。」などの意見がありましたので、平成25年度の事業主体の募集は中止することといたしました。

以上がこれまでの取組の経緯になります。

続きまして、地域振興エリアの現況についてです。まず位置づけとしましては、県以外の実施主体において利活用を図るエリア、対象エリアは昨年の提案募集を提示した時と同じように選別ヤードの跡地8,800㎡、インフラ関係になりますが、電力、上下水道、都市ガス、除雪についてはいずれも“なし”ということになっております。それから、その他として、当該エリアに地下水浄化に使用する水を確保するための雨水貯留池を設置することから、地下水浄化が終了する平成34年度までは利活用できないということになっております。この部分にアンダーラインが引かれているのは、先ほど、昨年度の第49回協議会で事業主体の募集を行う案を提示した旨をご説明いたしましたが、その時点から変わっている部分、新たに追加になった状況ということでアンダーラインを引かせていただいております。

続きまして、その他のもう1つ目ですが、これは先に説明をしたとおりですが、地下水浄化終了までは帯水層を貫通する基礎を打つ必要のある重量物の建設は、地下水浄化に悪影響を与えるおそれがあることから不可であるということになっております。以上が地域振興エリアの現況になります。

続きまして、岩手県側の状況をご説明いたします。まず土地の状況についてです。岩手県では行政代執行費用の回収のために原因者の不動産23筆を差し押さえしております。次の別添1をご覧ください。A3の大きい資料になります。

図面中の真ん中にあるピンク色で着色されている部分、これが青森県側の現場で県有地です。左側の青色で着色されている部分が原因者の土地ということで、青森県が差し押さえしているところです。

続きまして、右側の緑色で着色されている部分、これが岩手県側の現場で、岩手県が原因者の土地を差し押さえしている部分になります。なお、この緑色のうち一部白抜きしている 333 といった第三者所有地や 356、359-1 といった共有地がございますが、原因者以外の土地も一部含まれているということです。

また、右側の黄色で着色されている部分につきましては、これは岩手県の現場外になりますが、現場外にある原因者の土地ということでこちらも岩手県が差し押さえしている土地になります。

ページの方、お戻りいただいて、岩手県の今後の方向性ということになります。岩手県では地下水浄化が終了する平成 29 年度以降、差押不動産を一括して公売していく方針ですが、先月 29 日に開催されました岩手県の第 62 回協議会において、原状回復記録の保存や活用のあり方、跡地の環境再生のあり方を検討するため、今後、「事案の教訓を後世に伝えるための検討ワーキンググループ」を設置することとしております。以上が地域振興の説明になります。

続きまして、情報発信になります。(1) の資料展示につきましては、午前中にご覧いただいたとおり、浸出水処理施設において資料を展示中でございます。

それから、(2) の事案継承案内板については、浸出水処理施設稼働終了後の設置ということで予定しております。

それから、(3) のウェブアーカイブにつきましては、7 月に公開しております。別添の 2 をご覧ください。全部で 6 ページありますが、前半の 1 ページから 3 ページまでがトップページの画面になります。事案の照会や各種資料など基本的な情報に加えて子どものページや画像集なども盛り込んでおりまして、参考までに 4 ページ以降に子どものページ、6 ページには画像集のページをサンプルとして添付しております。

環境再生計画に基づく県の取組については以上になります。

事務局 : ただ今、西川からご説明いたしましたけれども、現場内につきましては森林整備計画に基づいて県民植樹祭、企業による森づくりにより植樹を実施いたしますので、地域振興に活用可能なエリアというのは 8,800 m²となっております。また、当該エリアには地下水浄化のために 3,000 m²の雨水貯留池を設置して、8,800 m²全体を集水エリアとするということから、平成 34 年度までは使用できないということになっております。

さらに岩手県の 9 月 27 日の協議会ではワーキンググループを設置して、今後の環境再生のあり方等を検討するということになっておりますので、昨年度の本県の協議会で事業主体を募集するとした案をお示した時とは状況が大きく異なっております。

こういった状況を踏まえまして、委員の皆様方には後日、正式に文書でご意見

の照会をさせていただきたいと思いますが、このような条件を踏まえまして、このような現場での地域振興の考え方というものについて、この場で皆様方からご意見をちょうだいできればと思いますので、よろしく願いいたします。

末永会長： ありがとうございます。ただ今、西川主幹と西谷対策監の方からこの環境再生計画に基づく県の取組をご説明いただきました。お二人とも言われていますように、昨年度の最後になりますが、第49回協議会ですね、この時とは若干状況が変わってきたと、若干というか状況が変わったということですね。その辺もいろいろご説明いただきました。

そういう中において、じゃあこれからどういうふうにか考えるのかということですね。これは今、西谷対策監からもありましたけれども、後日ですね、文書等で皆さん方のご意見をいただくとのことですが、現段階においてご質問なりご意見なり、ありましたら出していただきたいと思います。いかがでしょうか。

澤口委員、どうぞ。

澤口委員： 県の意向はよく分かりましたけれども。要するに、主体的に動く気はないということですね、県は。まず県自身がどう動くのかを示していただきたかったんですけれども。その後この委員会に諮るといふのなら分かるんですけれども、全部丸投げという状況ではあまりにも無責任ではないですか。

意見はいろいろありますよ、この場でいろいろ検討したいことがありますけれども、まず県がどうするのか、その方向性すら出さないで協議会にお願いします、これじゃあ全然お話にならないですよ。

以上です。

末永会長： そういうことですが、部長、県は今の段階でどう考えているかおっしゃってください。委員の皆さん方にそれぞれお考えがあると思いますが。

事務局： 詳細をただ今、担当の方からご説明申し上げたとおりでございますけれども、今現在として、我々としては、現場がいわゆる1,4-ジオキサンを中心に汚染されている状況、これをまず浄化することが一番大事なことであるというふうに考えてございます。

従いまして、専門家の方々からもアドバイスをいただきましたように、雨を待って浄化するというだけでは、やはりなかなか難しい部分があるだろうと思います。そういった意味できちんと浄化をするためには、まず先ほどご説明申し上げました池を設けて、その池から現場に注水することによって着実な浄化を行うということがまず第一に、昨年度来の変化としてございます。

今現在としては、昨年度の協議会におきましては、皆様方に元々の案に替わる提案を公募して募集してはいかかというご提案を申し上げたところでございますけれども、ただ今申し上げた事情によりまして、現場に池を設けてきちんとした浄化をまず行う必要があると。その池を設けることで浄化の終了する平成34年度までは、元々予定しておりました8,800㎡の地域振興エリア、この部分はその浄化のために使わざるを得ないというふうに考えてございます。率直に申し上げまして昨年度とは異なりまして、今当面、直ちに地域振興という形でこの8,800㎡の土地を使うというのは残念ながらできないというふうな判断をしているところでございます。

従いまして、ある意味ご相談を申し上げたいという部分というのは、その浄化後の使い方に向けてのご意見なり、また、今後に向けてのご意見をいただいた上で、県として、そういったご意見を踏まえた上でお示ししたいというのが現在の状況と考えてございます。最終的には、県として当然、澤口委員からご意見をいただきましたけれども、次回に向けて、皆様方のご意見を踏まえた考え方の整理をしてお示しをしたいと考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

末永会長： よろしいでしょうか。澤口委員、続けてもしありましたらどうぞ。

澤口委員： 一応言いたいことは分かりましたけれども。少し残念というか、できる、できないじゃなくて、もう少し気概を示してもらいたいんですけれども。それだけです。

末永会長： 今、林部長から、敢えてここの事務局の最高責任者ですのでご説明をいただきましたけれども、先ほどからありますように、状況が大きく2つ変わったんだろうと私は思います。1つは雨水貯留池ですか。それを設置して平成34年度まではそのままであると。8,800㎡、その部分を活用したなんらかの方法というのはただちには実施できないということです。これは西川主幹の方からもありましたけれども、そういうことであります。

それからもう1つは、これも進んでいけば良かったんでしょけれども、かつて募集した時に、東急建設等々、積極的な案を出してきたけれども、実際には実施ができなかったということがありまして、こういう計画、これはまさに地域振興の1つの大きな方向性であったんでしょけれども、それも結局、ご破算になっている。その結果として、昨年度の第49回協議会の時に、また募集をしようということにしたら、もう少し時間をかけてしっかりと議論をしろということになりましたので、それで前者の方との兼ね合いの中において、さらに時間をかけて

じっくりと検討をしていくというのが多分、県の方向性だというふうに理解していただければと私は思っておりますが、そういうことで、部長、よろしいですね。
はいどうぞ。

事務局： 申し忘れた部分ですが、もう1つは、先ほど申し上げた9月の岩手県の協議会、こちらの方で新たな動きがあります。元々昨年度の協議会においても本県の地域振興エリア8,800㎡だけでは非常に狭いと、活用するにしてもなかなかそれだけだといろいろなものをやるにしても制約があるということで、岩手県との一体的な活用という部分も県として承ったところでございます。

元々の土地の制約として、本県は現場を県有地とした上でこの事業を行っているという状況、そして岩手県の場合は、現場を原因者の土地のままでその土地をいわゆる代執行費用の回収に充てるため差し押さえをしているという根本的な違いはございますけれども、そういった前提の上でも岩手県の協議会で今後、ワーキンググループを設けて、その活用について、若干というか、今後検討をしていくというふうな動きも見えて参りました。

そういった意味では、この先、本県の平成34年度までの水の浄化と併せた形で、岩手県の検討と並行した形で本県の動きというものも、岩手県の情報を入れながら検討をすることも可能になるのかなというふうにも考えてございます。

末永会長： ありがとうございます。西川主幹から資料の3ページでも若干説明がありまして、さらに林部長からも説明がありましたとおり、青森県としてもその辺は十分に考えた方がいいだろうということでありました。

二戸市長の藤原委員、大変恐縮ですが、今のことに関して何かありましたらどうぞ。岩手県の状況も踏まえて。

藤原委員： 初めて参加させていただきました。昨年12月に前市長の急逝に伴いまして1月より市長を拝命してございます。初めてこの対策推進協議会の方に参加させていただきましたが、岩手県側の方と両方出席させていただきました、相当違うなという感じを今受けてございます。

それで、私は職員上がりでございまして、不法投棄の平成11年の時、最初に担当者であるその現場のところに行った者でございまして、あの時は岩手県も青森県もなく、ただ単にすごい臭いと目も開けられないくらいすごい汚染された地域で、動物も死んでおりました。それが今、こういうふうには様々、県境を分けて、岩手県はこういうふうなやり方をする、青森県はこういうふうなやり方をするということで、いろいろ両方の県の方でご議論をいただいているわけですが、例えば、岩手県側の方はまだ1,4-ジオキサンで相当汚れた土地がありま

して、A地区、N地区とか様々汚れたところがありまして、そうすると捨てた業者は1つの業者なんですけれど、岩手県側の方に相当強いのを後から埋めたのかなと、というふうなこととか、それで例えば上の方を浄化しないで矢板をつくったとしても、水は下の方に流れていくと。上の方をしっかりと決めないうちに下の方の活用計画とか様々なことをやっても、矢板をやっても何やっても水は多分流れて、何かの拍子に自然のことで流れていくと。

1つは、これは県の皆さんに対して大変失礼な言い方かもしれませんが、捨てた業者が1つであって、土地が青森県、岩手県とあるのであれば、本来であれば1つの委員会をつくりながらあそこの復活なり、様々なものを検討していくのが本来の姿ではないのかなと。最初に出席させていただきまして生意気なことを言うようでございますが、率直な感想、そういうふうに感じました。

岩手県の方は、汚染された土壌を水で洗いながら様々やると。青森県の方も、汚染された水をそれぞれやると。国にとって見れば、補助を入れるためには矢板をつくる位置にしてもここでなければダメだというような何かそういう制度とかなんかで区切られたので、もうひとつうまくいかないなと感じてございます。

私、岩手県の先般の協議会の時にも安全宣言はするんですかと。岩手県に一番申し上げたいのは、安全宣言を早く出していただいて、例えば原発ではございませんが、一番トップの方がそこで作った野菜とか何かを食べて安全ですよ、風評被害はございませんよというふうなぐらいに安全宣言してもらえれば、何も跡地利用とか何かのことはそんなに考えることもなく、今までどおりに農業なり何なり使っていただければ、後からもう考える必要もないと思います。

結局は、青森県側は県が持っておりますし、先程来より説明があるとおり、岩手県側はそれは公売にかけなければならないと。誰があそこを買うのかというふうなことで、今、盛んに議論されているところでございます。県は市に買ってほしいし、市は県で買ってほしいというような、それぞれ、到底議会にかけたって議会を通るわけはございませんし、そういうふうな悩みを今持っているわけでございますが、その辺、一番の原点を解決しないで様々なことを話してもしょうがないんじゃないのかなと。

ワーキンググループを今度立ち上げることになりました。多分、二戸市内の我々が、様々な各団体等が中心になりながら、これから進めていかなければならないと思いますが、いずれ県にしても市にしても、何年か経てば、3年経つ、5年経つ、10年経てば手が離れていくわけで、結局はその地元のところで、先ほど澤口委員さんが言ったとおり、最後請け負うのは地元になってくると思っております。その時は誰がその跡地を見ていくのか、こういう不幸な出来事があったのかというのを考えますと、やはり地元の人達が末永くその土地を使いながら、また管理していただくのが一番いいのかなというふうを感じる次第でございます。

す。

青森県の方も、いつ、例えば安全宣言を出すのか。それから1つ感じているのは、これはこの場では多分言うことではないと思いますが、我々、いつも特別委員会などに出ていますと、南側牧野のところについてどうしても疑念が晴れないと。そういう場合、どうすればいいのか。そちらの方から様々な汚染された水とか何かが出てきた場合、また、平成34年以降にそういうのが出た場合は、青森県の方ではどうするのかなというふうなのも1つ疑念が残りますし、平成34年以降の青森県の関わり方はどういうふうに持っていくのかなというのもお聞きしたいなというふうなことを考えておりました。

大変、申し訳ございません。生意気なことを言いましたけど。

末永会長： 岩手県側の事情もかなりしんどいものがあるなということはよく分かりました。岩手・青森に多分共通するでしょうが、二度繰り返されましたけれども、いわゆる安全宣言、これからもう本当にいいんだよということをするのかどうか、そのタイミング、多分平成34年度くらいでやるということになるとは思いますけれども、その辺に関してちょっとご質問的にありましたので、それをちょっとまず部長からお答えいただければ。

事務局： 若干抽象的なお答えになるかもしれませんがお許してください。

まず、安全云々という部分でいくと、我々、一番大事なことは、ここに出てきている水というものをきちんと環境基準以下に収めることだと認識しております。従いまして、平成34年度までこの水の浄化をやっていく結果として、ここで水質なり何なりのものが環境基準に収まりましたということをきちんと確認すること、これがまず今、藤原委員がおっしゃる安全宣言に相当するものだというふうに思っております。

そして、ご存じのように今の私どものこの現場の跡地というのは、先程来申し上げておりますように今現在、県有地になってございます。県有地である以上、県が当事者であることは間違いないと、そこは責任をもって対応をしていくというつもりでございます。

末永会長： 私、今、藤原委員の話を聞いていたら、岩手県は、泡食ってじゃないんでしょうけれど、もう60何回もやっているのも当然そうなんでしょうけども、これから環境教育や跡地利用云々でワーキンググループをつくると。しかし、誰が所有するかも分からないうちに、そんなことをやって果たしていいのかなという気もするんだけど。その辺、青森県はもうはっきりしておりますので、県有地なので。県有地だから県がやるということでは決してないわけでありまして、も

ちろん県がどのような形でそれに関わるかということは考えなければいけないでしょうけれども。まあ、そういう中において、青森県の方は、情報発信の方はだいぶきちっと出来ていると思いますが、特に地域振興に関しては多分やりやすいベースにはあるのかなと。ただ、それをどう主体的に、あるいはどういう段階においてやっていくかということ、段階というのは多分平成 34 年以降になりますが、どういう主体がどういうふうなことを考えていくかということではいろんなご意見をいただいて、その中において県が方向性を示していくということになるのかなという気がしております。

それで、私からこんなことを言っただけでは若干恐縮ですが、是非、これからも岩手県との情報交換をいろいろな形で、水質等でもやっつけようというつもりでありますが、この辺、それぞれの協議会でのあり方を知らせて情報共有すると、情報交換するということをして是非やってください。特にこれから、ある意味でもう 1 つのステージに行きますので、その辺、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その他、ご意見、どうぞ。大西委員。

大西委員： 参考までに教えてください。その活用について、地下水浄化終了まで帯水層を貫通する基礎を打つ必要のある重量物の建設はできないとありますが、どのくらいのものだとこの帯水層を貫通するような基礎が必要なのかと。素人にも分かるように教えていただければ。

事務局： 岩盤の上に火山灰が降り積もった地層になっておりまして、あの地面自体が土木学的にはかなり柔らかい地層ということで、今、地下水を閉じ込めるための遮水層として利用している岩盤に基礎杭を打ちこまなければ大きな構造物は造れないということです。

現実的には一般的な平屋建ての家屋とかコンビニとか、あーいった簡単な建物であれば、一般的な住宅の布基礎というんでしょうか、あーいった基礎であれば大丈夫なんですけど、ちょっとした大きな倉庫とか工場とか、そういったものを建てようとするとならば平成 34 年度まではあの場所では設置できないということになります。

大西委員： 分かりました。私、初めて現場に行きまして、やはり天に唾するようなことをしたんだなと思っただけで、これは是非後世に伝えていかなければならないし、あの場所は本当に裾野に美しい田畑が広がって、そこで採れたものを私達がまた食べていくわけなので、少し気になったので教えていただきました。ありがとうございます。

末永会長： 私の方からお願いをいたしますが、この3ページにある情報発信ですね、今、まさにそのこと、天に唾するようなことをやったわけですよ。二度とやってはいけないと。二度と誤りを繰り返さないのが人間だと言いますが、最近は繰り返してますけども、人間も。しかし、そういうとんでもない誤りはいけないので、その辺、情報発信のあり方等々、お考えがあればそれを県の方に、先ほど若干の説明がありましたけれども、是非、こういうこともどうですかということでご提案ください。

どうぞ、山本委員。

山本委員： 田子町は、これまで信頼と協調、協力ということで、県の方々と一緒にやってきたと思っております。また、今後もそれは変わらないものと思っておりますが、この度の変更の方針は唐突感というのがあまりにも、町民にとってはあまりにもショックが大きすぎるんじゃないのかと思っております。この方向性がいつ変わったのか、そしていつ我々がこれを知りうるべきだったのかということも含めまして非常に課題が大きいなと思っております。

私達もこの話を聞いて、私らは3人ここにお邪魔しておりますが、到底町民に説明するには非常に我々も戸惑っている状況です。そう決めましたというのはいつ決めたのか、協議会である程度の技術のことを参考にしたと言いますが、協議会で決定していくという作業をもっているところらに発信してきたことを思うと、これは県の方でこう決めましたという言い方、ここ10年くらいで初めての言い方じゃなかったかと思えます。非常にちょっと戸惑っております。

これの対応につきましては、しっかりと説明する場を設けていただきたいということを1つお願いしたいと思えます。

それから2つ目ですが、ウェブアーカイブのことについてです。このことにつきましては、現代のやり方に則したものとして理解を示しているものであります。田子町のこの教訓を後世に伝え、そして町民の活動に活かしていくために、しっかりと環境教育にも力を注いで参りたいというふうな合意点がある中で、図書館の方にこのアーカイブを閲覧できるようなところを設置しましょうということがお話の中であったと思えますが、最近、そのことがパタリと議論の中から欠如し、我々にとってみますと、もう田子町は関係ないというふうなことにしか見えないような今回の対応であると、この2つからしてですね。非常に戸惑っているところなんです。ここにつきまして、部長さんの考え方はもう聞きましたので、それは結構であるということになります。忘れていたのであれば、これはいつ頃やりますということをしかりと明示していただきたいと思えますし、ウェブ上で公開することによって投資することはないというのであれば、これもまたいつ決定したのかについて、しっかりとこれを明示していただかなければ、

体制が変わったらやり方も変わりましたというだけではすまないですよ。我々はずっとこれに関わってきているし、委員が3人も来ているのはまさにそこをきちんと町民にお知らせしなくてはいけない、町民の代表としてここに来て表現しなくてはいけない、こういうふうな思いを持ってきているわけですし、少し変わったなら変わったなりのこの変化点が何であったのか、これを説明していただかないと、いや、そういうことに決まったんですよというだけでは、これは我々ちよっと納得できないし説明できないんです。

しっかりと、ここを説明する機会を作っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

末永会長： これ、案件でありまして、これで決定云々ということで決してないのでありますが、しかし、さっきもちよっと申しましたが、案件の最初の方において、雨水貯留池に関しましては基本のご異論がなかったということで、それで今回、この案件の（5）に関しましても、今あるような形において県の方からご説明をいただいているわけです。

その辺に関しまして、第49回というのは、私、議事録をちよっと見ただけでよく分からないけれども、その辺も含めて今の山本委員のご質問に対して、佐々木マネージャー、お答えできる範囲で。

事務局： まず、町立図書館での資料展示のお話、そこについてお答えします。図書館の方と我々の方で、資料の展示をしていただけないかということでやり取りをさせていただいてまして、その中で資料の管理の問題などが若干ありまして、今、まだやり取りが継続中という認識でおりました。県としましては、できれば図書館の方で同じような展示、あるいはウェブアーカイブを見れるような場所、そういったことをできれば前向きに検討していただきたいと思っておりました。

事務局： 今現在は、現実の資料につきましては資料の3ページにございますように、今日ご覧いただきました浸出水処理施設の中で現物の書類を展示してございます。今、処理施設に展示している資料をですね、平成34年度に水処理が終わった後に、先ほど申し上げましたように、この処理施設は解体して撤去する予定になってございます。従いまして、田子町さんにご相談を申し上げておりますのは、平成34年度以降に、この処理施設を解体した後はどうするかという部分で、その展示の方法等について図書館も含めたご検討をやっていただいていると理解してございます。

末永会長： 宇藤委員、手短にお願いしますね。

宇藤委員： 処理施設が無くなった後、どのように展示していただけますかと述べたことがあるんですが、その際はまだ案も出ていませんというご説明でした。

それで、関連してですけど、実は今日驚きました。池を造るというのも初めてお聞きしましたので。やっぱり何年度にはどういうふうにとるか、そういう案は前もって提示していただくとかしていただきたいと思います。あとは、協議会も大事な場所なので、その協議会を是非、大事に諮らっていただきたいと思いません。

末永会長： これ、私があんまり言うてはあれですが、案件（１）でご異論がなかったと。というのは合理的に、やはりあそこの 8,800 m²のヤードに設けるのが一番いいということではご理解をいただいたと思っていたんですよ。従いまして、それを前提にして考えていけば、それは実は平成 34 年度まで、そこまでは動かさませんと。ここで再生計画の 3 本柱、まずは自然再生が大前提ですから。その上に立って地域振興、あるいは当然それと並んでの情報発信ですから、自然再生ということで、やはりあそこが一番合理的、効率的であるということで決定したならば、その次というか、同じように並行して走っていますが、これをやらない限りこちら側の方にも行けないという議論もあるわけです。そこで県としては、いろいろ考えまして今回こうなりましたということで、とりあえずの方向性を出したんですよ。

しかし、今、山本委員あるいは宇藤委員からもいろいろ意見があったので、今日ここで意見を集約するというではありませんから、いろいろ出た意見を県の方としては、あるいはまたペーパーなどを出していただいて、それをこの次の協議会に出しますということだと思います。それでよろしいんでしょう？基本的には。そういう方向で進めさせていただきますので。しかし、今日、どんどん言ってください、さらにあれば。ということです。

その他。山本委員。

山本委員： 今の会長のお話はごもっともな話なんですけど、これは年間回数が決められた格好で進んでおります。必要があれば臨時的にもやるべきだったと思います。何ヶ月か経って、やっぱりこういうふうな方法もしっかり検討をしないではいけない、申し訳ないが協議会集まってくれというふうな格好で、協議会で決まっていくなかったらまだしも、こう決めましたという言い方で進まれるのは、協議会は何のために集まって来るのかという話だと私は思っているんですよ。

従って、回数で決められた協議会ではなくて、必要に応じてやるということは前々からおっしゃっておりますし、我々もそれに同意していますので、必要が

あった時点でしっかりとやっぱり協議会を通していろんなものについては決定してほしいというお願いをしておきます。

事務局： 山本委員からのご意見、非常に重く受け止めさせていただきます。そういった意味で、今回、非常にまずいというか、こういった進め方になりましたことをお詫び申し上げます、今後はこういったことのないようきちんとお諮り申し上げたいと思います。

末永会長： その辺、やはり地元の方として、特に3人出ていらっしゃって、地元の振興というものを県と一体となって考えていきたい、あるいは若干こういうことを言ったら恐縮ですが、県がある程度主体性を持って考えていただいて実施していただきたいという強い思いがあったと思うんです、今まで。しかし、今回、そうでは決してありません、ありませんって言ったらあれですが、そういうふうな方向だけではありませんというふうなことで動いた場合、そこにやはり若干乖離というか齟齬を生じますので、部長が今、おっしゃったとおりで、あるいは山本委員からあったとおりでありますので、是非、協議会を大事にさせていただくということで、この次は「2月ぐらいで、はい」ということにはならないような形で、もしあれだったら臨時にここまで考えたのですがいかがでしょうかと、これは必ずしも全員に集まっていたくのではなくて、委員に意見をくださいということで予め流すとか、そういうこともできますので、やはり協議会というのは全員集まったらせいぜい3回、4回で終わりですから、その辺はちょっと工夫をしてやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。大変口幅ったい申し上げ方をしました。

どうぞ、その他。佐々木委員。

佐々木委員： 今日は大変勉強になりました。ありがとうございます。水処理施設の中でもあったんですけども、やはり自然を大切にしていかなければいけないという拠点が西日本だと豊島、東日本だとご当地だと思っております。

当方、環境教育とか環境保全の方をずっとやっておりまして、豊島の方の資料とかをいろいろ見せてもらってございましたし、青森県の資料の方も見させていただいておりました。

青森県の資料、ウェブアーカイブにあるものだと、大変詳しくて、各論的にもすごく深く掘られていい資料が多いんですけど、何となく総論でビジョンとか、こういう方向性で今後はこういうふうを目指していきますというのを簡単に示した資料がなかなかない。

例えば、それが豊島になると、豊島は昔こういう場所でしたというのがあって、

それがいろいろな関係で汚れていきましたと、これを今後は美しい豊島として再生して頑張っていくようなイメージ、環境教育もそうなんですけれどもイメージ戦略、要はインフラの戦略ができない、ハードの戦略ができないとすれば地域振興としてソフトの戦略があると思うんですよ。そういうものの1つとしては、環境教育を入れながらもそういうイメージ戦略をとっていくという手法も1つあるのかなと思いました。

併せて、例えば、今、なかなかインフラが難しいという話になった時、やっぱりソフト戦略になると思うんです。このような中で地域というものはどうしても、豊島もそうでしたけれども、少子高齢化のところを狙われて打たれていくということが多々ある状況ということを考えると、今、国でも進めている地方創生、そこら辺のソフト戦略というのも併せて、総務省の予算を使いながら、今後この地域をこういうふうにしたいので是非と。例えば、すみません、また豊島の話になりますけれども、瀬戸内オリーブ基金というものがあって、そこで一生懸命頑張られている農家を支援するためにこういうのをやりましょうとか、この地域に例えば巨木がありますから、巨木は田子町とか二戸市とかにもいろいろあると思うんですが、その巨木を例えば大切にしていましょ、それらを巡って、森から派生する水、そしてそれから生まれてくる土というのを大切にしましょという展開というのも多分可能だと思うんですよ。

そういうことで、まず、ハードができないから何かというよりも、今打てる、平成34年度まで打てるものは何かというのを考えてみたらいかかなと個人的には思っておりますが、本当に資料は大変すばらしいものですので、後は分かりやすさだったりイメージ戦略という色づけをしてもらおうと、もっとすごいものになるのではないかなと思っております。

以上です。

末永会長： ありがとうございます。地域振興に関わる情報発信のあり方ということで1つお話をいただいたと思いますので、その辺、佐々木委員から、具体的なサジェスションをいただきながら、ウェブアーカイブも手直しをするなり何なりやっていただきたいと思います。

それから地方創生も、これもなかなかどういくか分からないところがありますが、また全国で予算のぶん取りなんかが変に始まったら困るなどは思いますが、しかし、基本的にはソフト戦略が非常に重視されると、あるいはその実効性が重視されることだと思いますので、その辺、例えば今回の問題に絡めて田子町と、さらに県等々が加わることによって1つ考えていくこともできると思いますので、田子町はもちろんですが、県にもご尽力をいただきたいということだと思いますので、よろしくをお願いします。

その他、どうぞ。時間は一応3時半くらいまでと。あと4～5分ということになりました。

なければ、先ほど申しましたが、この案件の(5)に関しましては今日1つの結論に至るということではございません。従いまして、これから県の方としては委員の皆さん方、あるいは特に田子町さん、そちらの方のご意見を後日照会させていただきまして、そういうものを総合的に勘案しながら次回の協議会で1つの方向性を出す、当面の方向性を出すということで考えていると思いますので、それでよろしいですね。そういうふうなことで、1つよろしくお願ひしたいと思います。

それでは最後ということで、次回協議会の開催日程、これに関しましてもさっき、山本委員の方から臨機応変にやれということがありました。取りあえず今考えているのはここですということで提示いただきたいと思います。

事務局： それでは資料6になります。次回協議会の開催日程につきましては、第52回協議会ということで、平成27年2月、開催予定場所は青森市ということで考えております。開催月及び場所につきましては、変更となる場合がございますのでご了承ください。

以上になります。

末永会長： そういうことで、繰り返しになりますが、もし、やはり必要だと、いろいろご意見が挙げられて県の方でそう判断されたら、大変恐縮でございますが、私にでもご相談をいただいて、臨時といいますか、もう少し早めたり、あるいは回数を多くするということをお含みいただいて、今ありましたご提案を受けさせていただくということにさせていただきたいと思いますが、委員の皆さん、それでよろしいですね。そのようにさせていただき、部長等々、よろしくお願ひします。

それでは以上をもちまして今日の案件全てが終わりましたが、もし何もなければ本日の議事を終了いたしますが、よろしいでしょうか。

それではマイクを事務局にお返しいたします。

事務局： 以上をもちまして第51回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。